

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和21年3月から、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和3年10月13日に任命された第48期の委員であり、名簿は資料(46頁)のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料(47頁)に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき令和3年12月14日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

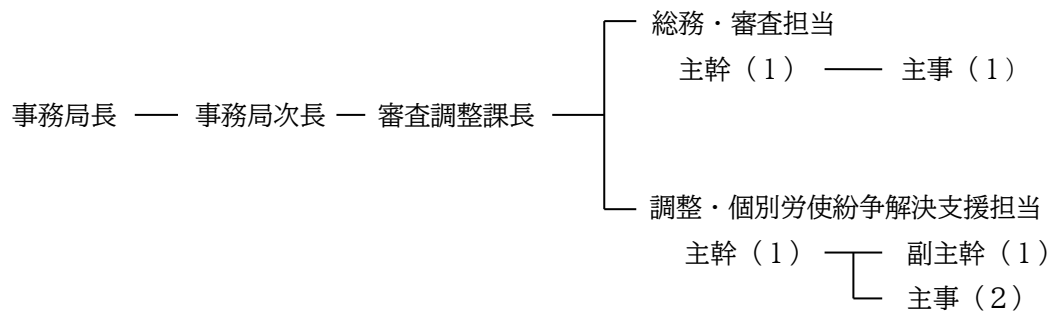
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

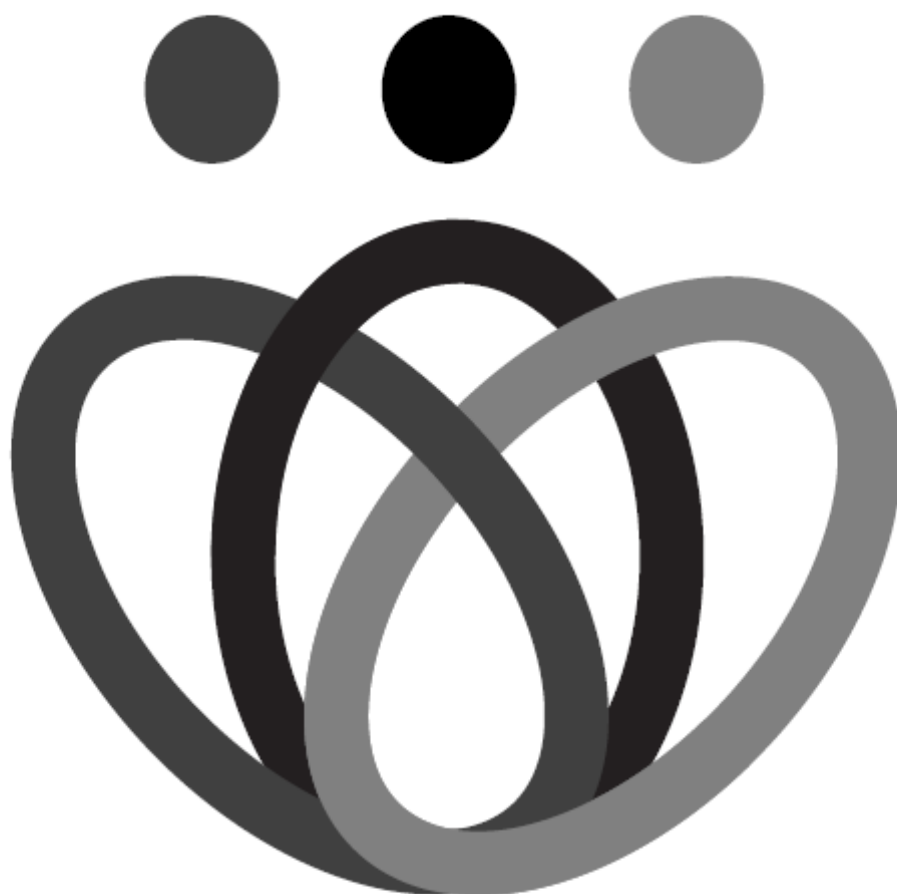
職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料(75頁)のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。



労使ネットとっとり

(労使ネットの趣旨)

労使間に話合いのためにネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

(ログマークの趣旨)

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。
公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

(6) 労働委員会の予算

令和3年度当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	38,331	57,755	96,086

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、労働組合法第27条の規定により、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第24条の2及び労働委員会規則第5章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (5) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第 2 章から第 4 章まで並びに労働委員会規則第 7 章の規定により、あっせんにあつてはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員 3 人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (7) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (8) 地方公営企業等労働関係法第 5 条第 2 項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、令和 3 年に取扱ったものはなかった。
- (9) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 4 条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 3 条の規定により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
1	13 27	水 水	第 1313 回定例総会 (Web 会議) 第 1314 回定例総会 (Web 会議)	12 14 15	火 木 金	令和 2 年 (個) 第 22 号事件終結 (取下げ) 令和 3 年 (個) 第 1 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 2 号事件受付
2	10 24	水 水	第 1315 回定例総会 (Web 会議) 第 1316 回定例総会 (Web 会議)	12 22	金 月	令和 3 年 (個) 第 1 号事件第 1 回あっせん (解決) 令和 3 年 (個) 第 3 号事件受付
3	10 14 24	水 日 水	第 1317 回定例総会 (Web 会議) 日曜労働相談会 (東・中・西部) 第 1318 回定例総会	2 11 11 14 22	火 木 木 日 月	令和 3 年 (個) 第 2 号事件第 1 回あっせん (解決) 令和 3 年 (個) 第 4 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 5 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 6 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 6 号事件終結 (取下げ)
4	14 28	水 水	第 1319 回定例総会 (Web 会議) 第 1320 回定例総会 (Web 会議)	6 11 16 22 23 23	火 日 金 木 金 金	令和 3 年 (個) 第 4 号事件第 1 回あっせん 令和 3 年 (個) 第 3 号事件第 1 回あっせん (打切り) 令和 3 年 (個) 第 5 号事件第 1 回あっせん (解決) 令和 3 年 (個) 第 7 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 8 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 4 号事件第 2 回あっせん (解決)
5	12 26 31	水 水 月	第 1321 回定例総会 (Web 会議) 第 1322 回定例総会 (Web 会議) 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 (書面会議)	6 12 12	木 水 水	令和 3 年 (個) 第 9 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 10 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 7 号事件終結 (取下げ)
6	9 23 27	水 水 日	第 1323 回定例総会 (Web 会議) 第 1324 回定例総会 (Web 会議) 日曜労働相談会 (東・西部)	11 18 21 26	金 金 月 土	令和 3 年 (個) 第 10 号事件終結 (取下げ) 令和 3 年 (個) 第 11 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 9 号事件第 1 回あっせん (打切り) 令和 3 年 (個) 第 8 号事件第 1 回あっせん (解決)
7	5 14 20 28 28	月 水 火 水 水	出前講座 (米子東高校) 第 1325 回定例総会 (Web 会議併用) 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (Web 会議) 第 1326 回定例総会 (Web 会議) 公益委員会議 (Web 会議)	9 12 27	金 月 火	令和 3 年 (個) 第 12 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 13 号事件受付 令和 3 年 (個) 第 14 号事件受付

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係			
8	2	月	中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議 (Web 会議)	4	水	令和3年(個)第11号事件第1回あっせん(解決)			
	11	水	第1327回定例総会 (Web 会議)	5	木	令和3年(個)第12号事件終結(打切り)			
	25	水	第1328回定例総会 (Web 会議併用)	12	木	令和3年(個)第14号事件終結(打切り)			
	31	火	中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議 (Web 会議)	17	火	令和3年(個)第13号事件第1回あっせん(解決)			
				27	金	令和3年(個)第15号事件受付			
9	2	木	公労使委員合同研修 (Web 会議)	17	金	令和3年(個)第16号事件受付			
	8	水	第1329回定例総会 (Web 会議)	29	水	令和3年(個)第15号事件第1回あっせん(解決)			
	22	水	第1330回定例総会 (Web 会議)						
10	13	水	第1331回臨時総会. 第1332回臨時総会	5	火	令和3年(個)第17号事件受付			
	27	水	第1333回総会 (Web 会議)				20	水	令和3年(個)第16号事件第1回あっせん(解決)
	31	日	日曜労働相談会 (東・中・西部)						
11	10	水	第1334回定例総会 (Web 会議)						
	18	木	全国労働委員会連絡協議会総会及び使用者委員連絡会議幹事会、労委労協幹事会 (Web 会議: ~19日)						
	24	水	第1335回定例総会 (Web 会議併用)						
	25	木	全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (Web 会議) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (Web 会議)						
12	6	月	公労使委員個別紛争専門研修 (Web 会議~7日)	2	木	令和3年(個)第17号事件終結(関与解決)			
	8	水	第1336回定例総会 (Web 会議)						
	20	月	出前講座 (境港総合技術高校: 20・21・22日)						
	21	火	出前講座 (鳥取湖陵高校)						
	22	水	第1337回定例総会 (Web 会議)						

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和3年には定例総会が23回、臨時総会が2回開催された。

昨年から、Web会議による開催が始まっている。

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1313回	1.13	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1312回定例総会(12月23日)議事録の承認について 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出 について 3 新型コロナウイルスの影響による定例総会の開催方法及び諸会議 の準備状況について 4 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 5 「労働委員会在り方検討」に係る継続検討体制の速やかな立ち上げ について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1314回	1.27	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1313回定例総会(1月13日)議事録の承認について 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出 について 3 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催につい て 4 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修における「あっせんの 成功・失敗事例」の事例紹介について 5 「Web会議システムの活用」に関する取組(まとめ)の送付に ついて 6 新型コロナウイルスの影響による諸会議の準備状況について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 労働委員会規則の一部を改正する規則(案)に対する意見照会につ いて 9 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1315回	2.10	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1314回定例総会(1月27日)議事録の承認について 2 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 3 今後の労働委員会の在り方検討に係る労働委員会規則の改正について 4 令和3年度における労使関係セミナーの開催について 5 日曜労働相談会のPR活動について 6 新型コロナウイルスの影響による定例総会の開催方法及び諸会議の準備状況について 7 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 8 今後の労働委員会の在り方検討に係る継続検討体制等の提出について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 その他
1316回	2.24	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1315回定例総会(2月10日)議事録の承認について 2 令和3年度当初予算(案)について 3 令和2年取扱事件等の概要について 4 日曜労働相談会のPR活動について 5 新型コロナウイルスの影響による諸会議の準備状況について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1317回	3.10	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1316回定例総会(2月24日)議事録の承認について 2 新型コロナウイルスの影響による定例総会の開催方法及び諸会議の準備状況について 3 日曜労働相談会のPR活動について 4 出前講座について 5 個別労働紛争解決研修基礎研修(WEB研修)について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1318回	3.24	特別会 議室	1 第1317回定例総会(3月10日)議事録の承認について 2 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 3 令和3年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について 4 審査事件処理要領等の一部改正について 5 「令和3年度労使ネットとっとり広報実施計画(案)」及び「令和3年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画(案)」について 6 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会の議事録について 7 「労働委員会在り方検討」に係る継続検討体制について 8 日曜労働相談会の実施概要について 9 新型コロナウイルスの影響による諸会議の準備状況について 10 個別労働関係紛争あっせん事件について 11 争議行為予告通知及び実情調査について 12 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1319回	4.14	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1318回定例総会(3月24日)議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任 及び委嘱について 3 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び事務局長連 絡会議の議題について 4 審査事件処理要領等の一部改正について 5 新型コロナウイルスの影響による定例総会の開催方法及び諸会議 の準備状況について 6 公文書開示請求について 7 フリーランスガイドラインの策定及び周知について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1320回	4.28	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1319回定例総会(4月14日)議事録の承認について 2 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 3 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 4 在り方検討小委員会後の検討について 5 フリーランスガイドラインの策定について 6 出前講座について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1321回	5.12	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1320回定例総会(4月28日)議事録の承認について 2 日曜労働相談会のPR活動について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
1322回	5.26	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1321回定例総会(5月12日)議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他
1323回	6.9	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1322回定例総会(5月26日)議事録の承認について 2 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 3 日曜労働相談会のPR活動について 4 出前講座について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1324 回	6.23	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1323回定例総会(6月9日)議事録の承認について 2 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 3 令和3年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用 許可について 4 第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 5 日曜労働相談会のPR活動について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1325 回	7.14	特別会 議室 (Web 参加有)	1 第1324回定例総会(6月23日)議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 その他
1326 回	7.28	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1325回定例総会(7月14日)議事録の承認について 2 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修受講者の 募集について 3 令和3年度公労使委員合同研修の開催について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 出前講座について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1327 回	8.11	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1326回定例総会(7月28日)議事録の承認について 2 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修受講者の 募集について 3 第634回公益委員会議の概要について 4 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1328 回	8.25	特別会 議室 (Web 参加有)	1 第1327回定例総会(8月11日)議事録の承認について 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
1329 回	9.8	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1328回定例総会(8月25日)議事録の承認について 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修の事例発表について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1330 回	9.22	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1329回定例総会(9月8日)議事録の承認について 2 令和3年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動について 3 令和3年度10月以降の諸会議の日程について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1331 回 (臨時)	10.13	特別会 議室	1 会長及び会長代理の選任
1332 回 (臨時)	10.13	特別会 議室	1 第1330回定例総会(9月22日)議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員の選任について 5 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 6 令和3年度下半期定例総会・諸会議・相談会等開催計画(案)について 7 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修受講者の募集について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1333 回	10.27	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1331回臨時総会(10月13日)議事録の承認について 2 第1332回臨時総会(10月13日)議事録の承認について 3 定例総会の開催方法について 4 令和4年度当初予算要求方針(案)について 5 令和2年度決算審査特別委員会等の概要について 6 日曜労働相談会の実施及びPR活動について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1334 回	11.10	特別会 議室お よび一 部委員 は執務 室(Web 会議)	1 第1333回定例総会(10月27日)議事録の承認について 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 日曜労働相談会の実施概要について 4 出前講座について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1335 回	11.24	特別会 議室 (Web 参加有)	1 第1334回定例総会(11月10日)議事録の承認について 2 令和3年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1336 回	12.8	各委員は執務室等、事務局は委員室 (Web 会議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1335 回定例総会 (11 月 24 日) 議事録の承認について 2 第 76 回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 3 労働委員会在り方・ビジョン検討について 4 令和 3 年度公労使委員個別紛争専門研修の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1337 回	12.22	各委員は執務室等、事務局は委員室 (Web 会議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1336 回定例総会 (12 月 8 日) 議事録の承認について 2 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題 (案) の提出について 3 令和 3 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 4 令和 4 年 1 月以降の定例総会・諸会議・相談会等開催計画 (案) について 5 令和 3 年版鳥取県労働委員会年報の作成について 6 日曜労働相談会 (2 月) について 7 出前講座について 8 実情調査について 9 その他

(2) 公益委員会議

令和 3 年に公益委員会議は 1 回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
634 回	7.28	各委員は執務室等、事務局は労働委員室 (Web 会議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 48 期鳥取県労働委員会労働者委員候補者推薦に係る組合資格審査について 2 その他

(3) 情報公開調整委員会

令和 3 年に情報公開調整委員会は開催されなかった。

(4) 個人情報保護調整委員会

令和 3 年に個人情報保護調整委員会議は開催されなかった。

(5) 連絡会議

令和3年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所等	検討議題等	出席委員
第146回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5月	書面開催 (島根県 労委主催)	1 今後の労働委員会の在り方検討にかかる継続検討体制等について (島根県労委) 2 労働委員会の管轄の見直しについて (島根県労委) 3 個別労働関係紛争のあっせんにおいて、労働者と使用者の解決金額に大きな開きがある場合のあっせんの事例等について (島根県労委)	-
第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7.20	労働委員室 (Web会議) (高知県 労委主催)	1 同一労働同一賃金に関連する労働相談状況や今後の対応方針について (島根県労委) 2 不当労働行為事件の審査において被申立人と接触することが困難な場合の対応方法について (広島県労委)	-
第76回全国労働委員会連絡協議会総会	11.18 ~19	労働委員室 ほか (Web会議)	1 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて (九州ブロック) 2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について (北海道・東北ブロック) 3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について (中部ブロック)	三谷会長 浦木代理 安養寺委員 田中委員 竹上委員 名越委員

例年開催されてきた以下の会議は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により次のとおりとされた。

会議名	月日	場所	対応
中国地区労働委員会会長連絡会議	2.2	島根県	中止
全国労働委員会会長連絡会議	6.11	長崎県	中止

【事務局連絡会議】

会議名	月 日	場所等	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8.2	労働委員室 (Web 会議) (岡山県労委主催)	講 演 「命令書作成の留意点について」 議題検討 「接触することが困難な被申立人が破産手続開始申立てを行った場合の命令書について」 事例研究 「山形大学事件」	田 崎 主 幹 山 根 主 事
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.31	労働委員室 (Web 会議) (島根県労委主催)	議題検討 1 あっせん事件における使用者側との接触等について (情報交換) (島根県労委) 事例研究 (4 事例) 集团的労使紛争調整事件 2 事例 個別的労働紛争調整事件 2 事例	前 田 主 幹 船 石 副 主 幹 河 上 主 事 西 尾 主 事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11.25	労働委員室 (Web 会議)	議 題 1 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題 (ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む) 2 資格審査を巡る諸課題 3 押印廃止の実務への影響 報告事項 1 労働協約の地域的拡張適用の決定 2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会 (仮称) の設置	田 崎 主 幹 山 根 主 事
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11.25	労働委員室 (Web 会議)	1 中央労働委員会事務局からの説明 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告	山 添 次 長 前 田 主 幹 船 石 副 主 幹 西 尾 主 事 河 上 主 事

例年開催されてきた以下の会議は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により次のとおりとされた。

会 議 名	月日	場所等	検 討 議 題 等
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5 月	書面開催 (島根県 労委主催)	第 146 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営等について

(6) その他の会議

- ・鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議
「第 7 章 4 個別労働紛争解決制度関係機関の連携」にて詳細記載

第2章 不当労働行為の審査

概 況

令和3年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成17年1月施行の労働組合法改正以降継続した事件は、平成18年に1件、平成23年に1件の係属があり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

令和3年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が2件であり、前年からの繰越はなかった。申請理由は、いずれも委員推薦のためのものであり、これらすべてについて労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 令和3年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	3.7.8	3.7.28	適 合
2	JAM 神 鋼 機 器 工 業 労 働 組 合	委員推薦	3.7.6	3.7.28	適 合

(2) 平成20年～令和3年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	申請理由					計	備 考
	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議			
平成20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	1	—	—	—	4	
24	—	—	1	—	—	1	
25	3	—	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	—	3	
2	—	—	1	—	—	1	
3	2	—	—	—	—	2	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(3) 平成20年～令和3年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
平成 20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	—	1	—	—	4	
24	1	—	—	—	—	1	
25	3	—	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	—	3	
2	1	—	—	—	—	1	
3	2	—	—	—	—	2	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

概 況

令和3年中に係属した調整事件はなかった。

なお、近年の傾向に関しては、直近2年間（平成31年・令和元年及び2年）の調整事件は、4件あり、調整区分はいずれも「あっせん」であった。調整事項は、「団体交渉の促進」、「今後の雇用計画等」、「60歳以上の正職員の賞与削減の適否」、「年度末一時金の引上げ」であり、終結区分は解決が3件、打切りが1件であった。

第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知

1 概況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は22件で、昨年より1件少なかった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが20件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが20件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は25件で、昨年より3件多かった。

予告通知者を業種別にみると、病院業が8件、道路貨物業が5件、港湾業が7件、陸上旅客業が3件、電気・ガス業が1件、通信業が1件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	名称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
1	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	賃上げ等	3. 1	7. 8	解決
2	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3. 4	4. 5	解決
3	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	3. 4	4. 1	解決
4	三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3. 4	3.23	解決
5	米子医療生協争議	米子市	賃上げ等	3. 4	6.22	解決
6	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	賃上げ等	3. 9	4.19	解決
7	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	賃上げ等	3. 9	4.19	解決
8	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	3.23	6.15	解決
9	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	賃上げ等	4. 1	4.15	解決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5.18	6.15	解決
11	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	夏季一時金等	6. 7	6.30	解決
12	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10.11	12. 6	解決
13	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	年末一時金等	10.18	12. 8	解決
14	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	年末一時金等	10.18	12. 6	解決
15	鳥取医療生協争議	鳥取市	年末一時金等	10.25	11. 8	解決
16	メディコープとっとり争議	鳥取市	年末一時金等	10.25	11.18	解決
17	三朝温泉病院争議	三朝町	年末一時金等	10.20	11.18	解決
18	米子医療生協争議	米子市	年末一時金等	10.20	12. 7	解決
19	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	年末一時金等	11. 1	12. 7	解決

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
20	日ノ丸自動車争議	鳥取市	労働条件改善等	11.15	11.26	解決
21	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	労働条件改善等	12.9	12.9	解決
22	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	冬期一時金等	11.15	12.8	解決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	国鉄労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.12	2.25	
2	全日本建設交運一般労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.22	3.5	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
3	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東京都	中労委	賃上げ等	2.22	3.11	西日本米子地方本部 (建交労鉄道)
4	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反対等	2.27	3.12	山陰労災支部
5	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都	中労委	賃上げ等	3.1	3.12	
6	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3.1	3.15	
7	全日本港湾労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3.1	3.12	境港支部
8	全国港湾労働組合連合会	東京都	中労委	労働条件改善等	3.2	3.13	境港支部
9	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3.4	3.19	因伯通運労働組合
10	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	3.4	3.10	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
11	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3.8	3.19	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー
12	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	賃上げ等	3.16	4.1	境港病院支部
13	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	夏季一時金等	5.8	5.21	境港病院支部

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
14	全国港湾労働組合 連合会	東京都	中労委	労働条件 改善等	5.21	6. 1	境港支部
15	全日本港湾労働組 合日本海地方本部	新潟県	新潟県	夏季一時 金等	6. 4	6.29	境港支部
16	全国港湾労働組合 連合会	東京都	中労委	労使協定 違反等	7.28	8. 8	境港支部
17	全国労災病院労働 組合	東京都	中労委	統廃合反 対等	9.28	10.13	山陰労災支部
18	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時 金等	10.7	10.28	境港病院支部
19	全日本建設交運一 般労働組合	東京都	中労委	冬季一時 金等	10.13	10.28	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
20	鳥取県医療労働組 合連合会	鳥取県	鳥取県	年末一時 金等	10.20	11. 4	鳥取医療生協労働組 合・メディコープと っとり労働組合・三 朝温泉病院労働組 合・米子医療生協労 働組合
21	全日本運輸産業労 働組合連合会	東京都	中労委	年末一時 金等	10.29	11.11	因伯通運労働組合
22	全日本港湾労働組 合関西地方本部	大阪府	中労委	冬期一時 金等	11.1	11.19	日ノ丸西濃運輸
23	全日本国立医療労 働組合	東京都	中労委	労働条件 改善等	11.5	11.25	国立病院機構米子医 療センター、国立病 院機構鳥取医療セン ター
24	日本私鉄労働組合 総連合会	東京都	中労委	労働条件 改善等	11.9	11.23	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー
25	全日本港湾労働組 合日本海地方本部	新潟県	中労委	冬期一時 金等	11.20	11.25	境港支部

第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和3年における相談内容及び対応状況は以下のとおりである。

ア 相談内容

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は 人事(解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
381	86	44	133	103	15

イ 対応状況

件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]			
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
271	252	5	0	14

(2) 関係機関による日曜労働相談会の開催(年3回、県内3地区一斉開催)

労働委員会が行う労働相談のPRを通じて「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、開催にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、完全予約制とし感染症対策を講じた上で、3月については労働委員会の単独開催としたが、6月及び10月については県中小企業労働相談所(みなくる鳥取・倉吉・米子)、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

ア 3月【島根県と共同開催】

東 部	日 時	令和3年3月14日(日) 正午から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
	相談対応者	(公)三谷代理、(使)宮城委員
中 部	日 時	令和3年3月14日(日) 正午から午後3時まで
	会 場	県立倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
	相談対応者	(労)澤田委員、(使)名越委員
西 部	日 時	令和3年3月14日(日) 正午から午後3時まで
	会 場	ふれあいの里(米子市錦町1丁目)
	相談対応者	(公)門脇委員、(使)江尻委員

(参考) 島根県労働委員会の相談会：令和3年2月28日(日) 浜田市内で実施

イ 6月【島根県と共同開催】

東 部	日 時	令和3年6月27日(日) 午前10時から午後2時30分まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
	相談対応者	(公)浦木委員、(使)和田委員
西 部	日 時	令和3年6月27日(日) 午前10時から午後2時30分まで
	会 場	米子コンベンションセンター(米子市末広町)
	相談対応者	(公)杉山委員

※中部地区は、予約がなかったため開催しなかった

(参考) 島根県労働委員会の相談会：令和3年6月27日(日) 出雲市内で実施

ウ 10月【島根県と共同開催】

東 部	日 時	令和3年10月31日(日) 午前10時から午後3時25分まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
	相談対応者	(使)宮城委員
中 部	日 時	令和3年10月31日(日) 午前10時から午後3時25分まで
	会 場	倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
	相談対応者	(労)本川委員
西 部	日 時	令和3年10月31日(日) 午前10時から午後3時25分まで
	会 場	国際ファミリープラザ(米子市加茂町2丁目)
	相談対応者	(公)門脇委員、(使)竹上委員

(参考) 島根県労働委員会の相談会：令和3年10月31日(日) 松江市内で実施

2 個別労働関係紛争あっせん事件

令和3年中の新規申請は17件、そのうち使用者からの申請が1件、残り16件は労働者からの申請であり、前年繰越の1件を含め、全18件が終結した。終結区分は解決10件、取下げ4件、打ち切り4件であった。

【あっせん事件一覧】

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終結日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
2-22	R2 12.21 労働者	ハラスメントに関する話合い	R2 12.21	R3 1.12 取下げ	—	23日	(公)濱田 (労)澤田 (使)江尻
3- 1	R3 1.14 労働者	復職に関する話合い	R3 1.14	2.12 解決	1回	30日	(公)門脇 (労)田中 (使)江尻
3- 2	1.15 労働者	解雇に関する話合い	1.15	3. 2 解決	1回	47日	(公)山本 (労)矢田 (使)名越
3- 3	2.22 労働者	離職に関する話合い	2.22	4.11 打ち切り	1回	49日	(公)門脇 (労)本川 (使)竹上
3- 4	3.11 労働者	契約に関する話合い	3.11	4.23 解決	2回	44日	(公)濱田 (労)澤田 (使)名越
3- 5	3.11 労働者	離職に関する話合い	3.12	4.16 解決	1回	37日	(公)山本 (労)田中 (使)江尻
3- 6	3.14 労働者	労働条件に関する話 合い	3.15	3.22 取下げ	—	9日	(公)濱田 (労)矢田 (使)宮城
3- 7	4.22 労働者	職場環境に関する話 合い	4.22	5.12 取下げ	—	21日	—
3- 8	4.23 労働者	職場環境に関する話 合い	4.23	6.26 解決	1回	65日	(公)濱田 (労)澤田 (使)竹上
3- 9	5. 6 労働者	契約に関する話合い	5. 6	6.21 打ち切り	1回	47日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田
3-10	5.12 労働者	配置転換に関する話 合い	5.12	6.11 取下げ	—	31日	(公)門脇 (労)本川 (使)江尻
3-11	6.18 労働者	職場環境に関する話 合い	6.18	8. 4 解決	1回	48日	(公)門脇 (労)田中 (使)江尻

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
3-12	7. 9 労働者	離職に関する話合い	7.12	8. 5 打切り	—	28日	(公)山本 (労)本川 (使)竹上
3-13	7.12 労働者	職場環境に関する話 合い	7.13	8.17 解 決	1回	37日	(公)三谷 (労)本川 (使)名越
3-14	7.27 労働者	解雇に関する話合い	7.27	8.12 打切り	—	17日	(公)三谷 (労)矢田 (使)竹上
3-15	8.27 労働者	離職に関する話合い	8.27	9.29 解 決	1回	34日	(公)三谷 (労)澤田 (使)名越
3-16	9.17 使用者	離職に関する話合い	9.21	10.20 解 決	1回	34日	(公)山本 (労)田中 (使)江尻
3-17	10. 5 労働者	職場環境に関する話 合い	10.5	12.2 関与解決	—	59日	(公)門脇 (労)本川 (使)竹上

第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

1 概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成14年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21年度からは労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置し、これに「労使ネットとっとり」の愛称をつけ、県民に直接届く情報提供に努めている。

令和3年末までに440件を超えるあっせんを取扱っているが、労働委員会が行う労働相談や「あっせん」等に対する県民の認知度はいまだ高いとは言えないのが現状である。

このため、以下の広報基本方針を定め、可能な限り幅広い広報手段を通じて、個別労働紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の労働相談受付や「あっせん」等について、県内に働く一人ひとりの労働者や事業主に届くよう積極的な周知に努めた。

2 周知広報活動

(1) 広報の基本方針

ア 広報内容

個別労働紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの3点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・PRする。

イ 集中広報期間等

「労使ネットととりの日」（平成24年6月13日第1107回総会決定）の6月10日がある6月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である10月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・PR活動を行う。

ウ 広報媒体等

- 引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成や、新聞へのまんが広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。
- 県内の高校で卒業を控えた高校3年生に対して、一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会発行の冊子「THE社会人」と併せて労使ネットととりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からPRをしていく。
- 県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度や、労働相談の認知度を一層

高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみをもつとともに職場環境の改善等に対する関心を高める。

(2) 主な周知広報活動

ア 労働相談会の取組み

- 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）
- 「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（2）」にて詳細記載

イ 労働相談会等の周知広報活動

①新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

地区	掲載日	媒体	告知内容
全域	6月10日（木）	日本海新聞 山陰中央新報	フリーダイヤル・労働相談 6月27日（日）日曜労働相談会
〃	10月21日（木）	〃	フリーダイヤル・労働相談 10月31日（日）日曜労働相談会

②新聞タウン情報誌

地区	日程	媒体	告知内容
鳥取県内全域、島根県安来市、兵庫県但馬地方	2月25日（木）	日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」	労使ネットととりの周知 （フリーダイヤルでの相談） 3月14日（日）日曜労働相談会
〃	5月27日（木）	〃	〃 6月27日（日）日曜労働相談会
〃	10月14日（木）	〃	〃 10月31日（日）日曜労働相談会

パワハラ・セクハラ・解雇・配置転換など…職場の悩み

労働相談会

10月31日
10:00～15:00

県民ふれあい会館（鳥取市扇町21）
倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）
国際ファミリープラザ（米子市加茂町2丁目180）

完全予約制
【申込期限】10月27日 17:15

以下ご連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット（県ホームページ）にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
【ホームページ】<https://www.pref.tottori.lg.jp/rou/> 【労使ネットとっとり 検索】

労使ネットとっとり 0120-77-6010
鳥取県労働委員会個別労働紛争解決支援センター ※平日（8:30～17:15）も労働相談を受け付けています。 予約用QRコード

●場所：鳥取市東町1丁目271（鳥取県庁第2庁舎7階） ●受付：平日8:30～17:15

無料
秘密厳守

弁護士・社労士などが
相談対応！

労働者・雇用主
どなたでも
ご相談
いただけます

感染予防 新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、ご協力をお願いします。

○発熱症状があるなど体調のすぐれない方の参加をお断りします。
○当日はマスクの着用をお願いします。
○手指消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。
※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止となる場合があります。

共催/鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる、労使ネットとっとり

③テレビ・ラジオ番組への出演

○NHKとっとり放送局放送「いろ☆どり」への出演

放送日時	出演者	PR内容
3月5日(金) 午後6時10分から	(公)濱田会長	日曜労働相談会(3月14日) の周知・広報

○ラジオ出演(FM鳥取「TOTTORI Free Style Radio」への出演)

地区	出演日時	出演者	PR内容
鳥取市 八頭町	3月2日(火) 午後0時15分から 午後0時45分まで	(労)田中委員 (使)和田委員	労使ネットととりの周知 (フリーダイヤルでの相談) 3月14日(日)日曜労働相談会

○ラジオ出演(DARAZ FM、インタビュー形式の音声を繰り返し放送)

地区	放送日	出演者	PR内容
鳥取県西部 島根県東部	2月19日(金)から 3月10日(水)まで	(使)竹上委員	労使ネットととりの周知 (フリーダイヤルでの相談) 3月14日(日)日曜労働相談会

○ラジオCM

地区	放送日	放送局	PR内容
鳥取県西部 島根県東部	2月19日(金)から 3月10日(水)まで	DARAZ FM	3月14日(日)日曜労働相談会
鳥取市 八頭町	6月1日(火)から 6月23日(水)まで	FM鳥取	6月27日(日)日曜労働相談会
鳥取県西部 島根県東部	6月1日(火)から 6月23日(水)まで	DARAZ FM	6月27日(日)日曜労働相談会
鳥取市 八頭町	10月1日(金)から 10月27日(水)まで	FM鳥取	10月31日(日)日曜労働相談会
鳥取県西部 島根県東部	10月1日(金)から 10月27日(水)まで	DARAZ FM	10月31日(日)日曜労働相談会

④懸垂幕・横断幕の掲出

地区	場所	媒体	掲出期間	告知内容
東 部	県議会棟 (鳥取市東町)	横断幕	2月8日(月)から 3月19日(金)まで 5月31日(月)から 7月2日(金)まで 9月27日(月)から 11月5日(金)まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか?労使ネットとっとり ～雇用のトラブル まず相談～」 労使ネットととりのロゴマーク 相談フリーダイヤル

地区	場所	媒体	掲出期間	告知内容
中部	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町) 倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)	懸垂幕	2月26日(金)から 3月14日(日)まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか?労使ネットとっとり~雇用のトラブル まず相談~」 労使ネットととりのロゴマーク 相談フリーダイヤル
			6月1日(火)から 6月27日(日)まで	
			10月1日(金)から 10月31日(日)まで	
西部	米子市営武道館 (米子市鞆町)	横断幕	2月26日(金)から 3月14日(日)まで	
			6月1日(火)から 6月27日(日)まで	
			10月1日(金)から 10月31日(日)まで	

⑤その他相談会の周知広報活動

○市町村広報紙におけるお知らせの掲載

○関係機関に対するチラシの配布

※電子申請による予約用のQRコードを掲載

〔主な配布先〕

国、県、市町村窓口(労働関係、相談関係等)、
図書館、社会福祉協議会、労働者団体(労働組合等)、
使用者団体(経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等)、
大学・専門学校、県内高等学校・特別学校等(就職希望の卒業生に対して配布)

○県政記者クラブに対する報道資料提供

○関係各所の関係機関広報誌またはホームページでの告知依頼

〔主な依頼先〕

市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

○労使ネットとっとり公式ホームページによる告知

○Twitter・FacebookでのSNSによる情報発信

○リーフレット・ティッシュの街頭での配布【中止】

例年6月と10月の日曜労働相談会の開催に合わせて、集客施設の来場者に対し、日曜労働相談会の実施や関係機関の個別労働関係紛争処理関係機関の各相談窓口を紹介するチラシが入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図っているところであるが、昨年引き続き、本年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

<チラシ QRコード>

パワハラ・セクハラ・解雇・配置転換など・・・職場の悩み

無料

秘密厳守

労働相談会

2021年

10月31日(日)

10:00~15:00

！場所！

- ◇東部◇ 県民ふれあい会館 (鳥取市福町21番地)
- ◇中部◇ 倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町212-5)
- ◇西部◇ 国際ファミリープラザ (米子市加茂町2丁目180)

- ・労働問題に詳しい**専門家**が対応!
- ・労働者・雇用主、**どなたでも**ご相談いただけます。
- ・**完全予約制!**
<申込期限>
10月27日(水)17:15

！予約・問合せ先！

以下の連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とっとりネット(県ホームページ)にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/rouji/> ⇒ 労使ネットとっとり

労使ネットとっとり 0120-77-6010

(鳥取県労働委員会個別労働紛争解決支援センター)
鳥取市東町1丁目271 (鳥取県庁第2庁舎7階)
受付時間 平日8:30~17:15

新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、ご協力をお願いします。

- 発熱症状があるなど体調のすぐれない方の参加をお断りします。
- 当日はマスクを着用をお願いします。
- 手指消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止となる場合があります。

共催機関 / 鳥取県弁護士会、鳥取労働局、若菜アス編集、鳥取県社会保険労務士会、労使ネットとっとり、鳥取県中小企業労働相談所みくる

ウ 労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

地 区	作成枚数	掲示箇所	周 知 内 容
全 域	周知ステッカー (2種類、計10,000枚)	トイレ、洗面所周辺等の利用 者の目に届きやすい場所	労使ネットとっとり フリーダイヤル

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に周知ステッカーを作成し、令和3年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。
※なお、県知事賞を受賞した「聞くゾウくん」を鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター（愛称「労使ネットとっとり」）の公式マスコットキャラクターとして活用



〔掲示先〕

1 公共施設

県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2 県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ポプラ、株式会社ファミリーマート、株式会社サンマート 等



<とりぎん文化会館>



<鳥取県庁>

エ 「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

クリアファイルの配布（未来の労働者・使用者である高校生向け啓発）

地 区	日 程	媒 体	告 知 内 容
全 域	12月中旬	クリアファイル5,600部	労使ネットとっとり周知 フリーダイヤル・労働相談

未来の労働者・使用者に対する労働紛争の未然防止、労働教育に役立つよう、就職・進学を控えた県内の高校3年生全員に対し、県中小企業労働相談所（みなくる）編集の「THE 社会人」に併せて労使ネットととりのクリアファイルを配付し、「労働関係の専門機関」としての周知を図った。

オ その他

10月は全国労働委員会連絡協議会における、個別労働関係紛争処理制度周知月間であり、前記（1）及び（2）の周知活動のうち、10月に実施した取組みは共同PR事業として位置づけている。

3 出前講座

これから社会に出ていく高校生や大学生などの、未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、出前講座を令和3年に3回開催した。

(1) 鳥取県立米子東高等学校における出前講座

日 程：令和3年7月5日（月）

場 所：米子東高等学校 多目的ホール

講 師：（労）田中委員、（使）竹上委員

参加者：定時制課程2年生及び3年生 38名、教諭

【概要】

○最初に、竹上委員が鳥取県労働委員会の役割について説明を行った。

○講座①

テーマ：「これから就職する皆さんにお伝えしたいこと ～働くときの基本ルール～」

講 師：田中委員

全国や鳥取県の労働相談の状況について説明した後、「THE社会人 働く人のルールブック」の冊子を用いながら、働くことの意義、「労働条件通知書」を確認することの大切さ、最低賃金、ブラック企業の見分け方など、働く前に知っておいてほしいワークルール等について、生徒から事前に提出された質問を織り交ぜながら、わかりやすく講義を行った。

また、働き始めてから困った時や悩んだ時の相談窓口について紹介した。

生徒から、「直前に就職を控えている生徒やアルバイトをしている生徒がいる中で、自分たちの生の質問に答えてもらう時間は、特に有意義な時間だった。」と謝辞があった。

○講座②

テーマ：「入門ビジネスマナー ～社会デビューに必要なコミュニケーション表現～」

講 師：竹上委員

前半は、社会で求められる発信力やコミュニケーションで重要なポイントについて、生徒から事前に提出された質問を織り交ぜて講義を行い、生徒は二人一組のペアになって、竹上委員の問いかけに対する答えを考えて発表した。

後半は、就職試験の面接や社会に出た時にいかせるように、あいさつの演習を行った。生徒たちは、時折笑顔を見せながら熱心に取り組んでいた。

生徒から、『おはようございます』や『失礼します』などのあいさつは、学校でも習慣づけるように先生方からよく言われるが、『きく』ということについて今日初めて教わり、今から習慣づけて面接などで実践できるようにしたい。」と謝辞があった。



ワークルールの講座



ビジネスマナーの講座



あいさつの演習



生徒からの謝辞

(2) 鳥取県立境港総合技術高等学校における出前講座

日 程：令和3年12月20日（月）、21日（火）、22（水）

場 所：境港総合技術高等学校 会議室

講 師：（労）田中委員、（使）江尻委員

参加者：3年生134名、教諭

【概要】

○講座①

テーマ：「労働法と働く者の権利について ～働くときの基本ルール～」

講 師：田中委員

労働委員会の役割、全国や鳥取県の労働相談の状況について説明した後、「THE社会人働く人のルールブック」の冊子を用いながら、働くことの意義、「労働条件通知書」を確認することの大切さ、最低賃金、ブラック企業への対処法など、これから働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく講義を行った。

また、働き始めてから困った時や悩んだ時の相談窓口について紹介した。

生徒から、「法律は複雑なこともあるが、知らないと損をするので勉強したい。おかしと感じたら相談することが大切であることを知った。」と謝辞があった。

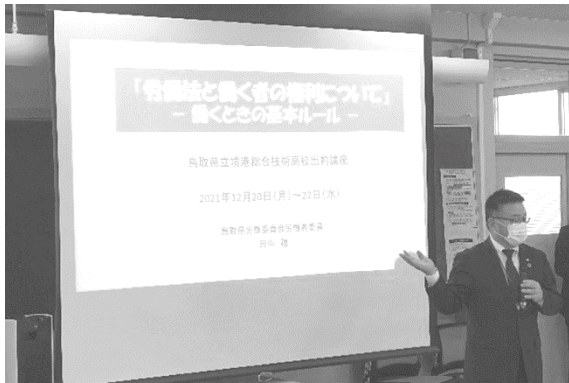
○講座②

テーマ：「企業が求める人財」

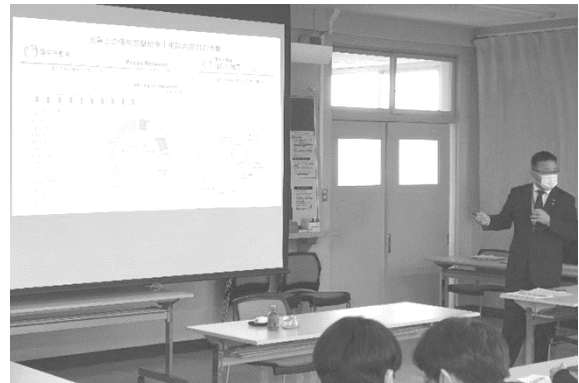
講 師：江尻委員

海外を訪問した際のエピソードを国ごとに紹介した後、「企業が求める人財（材）」とはどのような人か、「いじめに負けない方法」、「人生を有意義にするには」などの内容について、自身の経験をもとに様々なアドバイスを行い、生徒を激励した。

生徒から、「スケールの大きな、体験した方しか言えない言葉が印象に残った。これから生きていく上でつらいこともあると思うが、その時に話せる誰かがいることが大切だと感じた。人間関係を大切にしたい。」と謝辞があった。



ワークルールの講座



大切なポイントを解説



企業が求める人財 講座



経験に裏打ちされたアドバイス

(3) 鳥取県立鳥取湖陵高等学校における出前講座

日 程：令和3年12月21日（火）

場 所：鳥取湖陵高等学校 会議室

講 師：（使）宮城委員、（使）竹上委員

参加者：就職予定の3年生59名、教諭

【概要】

○最初に、竹上委員が鳥取県労働委員会の役割について説明を行った。

○講座①

テーマ：「働くときのワークルール」

講 師：宮城委員

最初に、「社会人として第一に必要なこと」について話をした後、「THE社会人 働く人のルールブック」の冊子を用いながら、「労働条件通知書」を確認することの大切さ、会社を辞めるときのルール、職場での嫌がらせ（ハラスメント）、ブラック企業への対処法など、働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく講義を行った。

また、仕事で困った時や悩んだ時の対処法や労働委員会等の相談窓口を紹介した。

最後に、生徒から事前に提出された質問に対して解説を行った。

生徒から、「社会人になる上での基本的なルールや、労働に関する法律を知ることができたので、もし困った時は役立てたい。自分を守るための行動を自分で判断することの大切さを改めて知ることができたので忘れないようにしたい。」と謝辞があった。

○講座②

テーマ：「入門ビジネスマナー ～社会デビューに必要なコミュニケーション表現を学びましょう～」

講 師：竹上委員

前半は、あいさつの大切さやコミュニケーションのポイントなどについて、生徒から事前に提出された質問を織り交ぜながら講義を行った。

後半は、生徒は二人一組のペアになって、気持ちを通わす「うさぎコミュニケーション」の実践や、竹上委員作成のトレーニングカードを使った接遇表現の実践を行った。生徒たちは、時々笑顔を見せながら真剣に取り組んでいた。

生徒から、「おはようございます。はい、わかりました。もう一度、お願いします。申し訳ありません。失礼します。この5つの言葉が大切だということがわかった。このことを今後も生かして就職先でがんばっていきたい。」と謝辞があった。



ワークルールの講座



経験に裏打ちされたアドバイス



ビジネスマナーの講座



トレーニングカードを使った実践

4 個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

(1) 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）

「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1(2)」にて詳細記載

(2) 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年1回の定例会議を開催することとしている。前年に引き続き、本年においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、一堂に会することはせず、各機関の資料を共有する方法で以下のとおり開催した。

ア 開催方法

- (ア) 各機関が協議会事務局あてに所定の資料を提出する。
- (イ) 協議会事務局において提出資料をとりまとめ、再度各機関に配布する。
- (ウ) 資料について、疑義事項・協議すべき事項があれば、各機関は事務局に要請する。
- (エ) 要請に基づき、事務局は別途調整のうえ、対応を行う。

イ 議題（共有資料）

- (ア) 各機関で運用している労働相談、個別紛争解決制度の概要及び令和2年度を中心とした実施状況
- (イ) 各機関が令和2年度に実施した大学や高校等に対する出前講座についての実施日、派遣先、講演等の内容、講師、出席人数等の実績
- (ウ) 各機関が対応した紛争事件につき、他機関に紹介すべきと考えられる好事例
- (エ) 労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表

5 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修 事例発表

都道府県労働委員会が行う個別紛争のあっせんをよりの確に実施するため、労働委員の専門能力を向上させることを目的として、オンライン方式で開催された令和3年度公労使委員個別紛争専門研修において、鳥取県労働委員会の委員があっせん事例の発表を行った。

(1) 日時

令和3年12月7日（火）午前10時30分～11時

(2) 場所

労働委員室からオンラインで発表

(3) 発表委員

門脇委員、田中委員、江尻委員

(4) 研修受講者

中央労働委員会及び都道府県労働委員会の労働委員約200名

(5) 内容

解決したあっせん事例について、各委員が公労使各側委員の視点から所感や工夫した点等について発表した。

研修に参加した他県の労働委員から、「クオリティーの高いあっせん案を聞くことができ勉強になった」等の感想があった。



6 委員寄稿文

(1) 中央労働時報（2021年9月号）鳥取県労働委員会公益委員寄稿

<労働委員会の窓から>

鳥取県労働委員会公益委員 浦木恵子

個別労働紛争相談・あっせんの流れる心の動き

臨床心理士として公益委員を体験し感じていることを三つにまとめてみました。

一つ目は、相談・あっせんは「尊厳の回復を支援する活動である」ということです。相談に至るまでの相談者には強い心の葛藤があります。「自分は正しい!」「誰々のせいで!」「わかってほしいのに誰にも理解されない」等々の不安、恐怖、怒り、恥、孤立、無力感・・・。それが、相談の場に赴いた時、善悪の価値判断をしない中立な姿勢で傾聴してくれる存在に助けられ、蓄積された様々な考えや感情を表現できるようになります。支援者の傾聴と労いは、相談者に「あなたは大切な存在」というメッセージを伝えます。そして、「敵対・混乱のストレス反応モード」は「友好・安心のリラックスモード」へと変化します。申請者・被申請者と個別に話し合いを持たれる労・使委員の皆さまは、「友好・安心モード」を促進し、良い関係作りをされるプロだと感じます。相談・あっせんの場合、相談者がほっとして本音を語られると、ご本人のニーズに沿って自己決定のために必要な知識や情報を提示することができます。

申請者の多くは人や社会への信頼を失ってしまい、労使間のコミュニケーションも困難になり、対面してのあっせんを避けられるケースがほとんどです。また、「きっと助けてもらえる」「また傷つくかもしれない」と期待と不安を胸に相談に来られる方々にとって、公・労・使・事務局がそろった公式の場合、受け容れられ労われることは、自尊心の回復とともに「生きた証」を得られるような大きな意味があるでしょう。

二つ目は、「支援者の傷つき」についてです。相談者への聞き取りでは、同じ内容を繰り返し話されたり、核心部分がなかなか言葉にならないなど長時間を要することもあります。非常に被害的で支援者が発した一言が攻撃につながることもあるかもしれません。怒声や罵声、反応の乏しさ等によって支援者自身も無力感を覚えたり、傷つく可能性もあるでしょう。

産業メンタルヘルスでは、①セルフケア、②同僚・上司などチームによるケア、③職場外の相談できる場所、と三段階のケアを考えます。セルフケアはA（Awareness：例えば、「嫌だ」と感じるのは自尊心を傷つけられているから、など自分の心の変化に気づく。まじめな人ほどこれが難しい）、B（Balance：オン・オフの切り替え、個人的な人間関係やプライベートの時間を大切にする）、C（Connection：同僚や先輩、コンサルテーション等、自分の状況を客観的に見てくれる人とのつながりを大切にする）です。鳥取県でも業種別あっせん件数は「医療・福祉」の割合が高くなっています。対人援助職は「受容・共感が当たり前」と考えられがちですが、特に「敵対・混乱モード」の相談者に最初に出会う事務局職員の場合、困難ケースをチームで共有し、労いあうような関係が必要でしょう。それが相談者へのより良い支援につながります。

三つ目は「予防」です。あっせん「不参加」や「打ち切り」のように、こじれた関係性はそう簡単には修復できません。こじれないうちに相談できる、こじれない環境を作ることが大切です。公衆衛生では、①第一次予防（環境整備、研修等）、②第二次予防（早期発見。相談窓

口の利用のしやすさ)、③第三次予防(二次障害や再発の予防)を考えます。

鳥取県労働委員会では、出前講座で高校生など若い世代に、「マナー講座」「働く時の基本ルール」などをお伝えし、好評を得ています。また、個別労働紛争事件のあっせんが職場環境改善の契機となるよう意識して取り組んでいます。

(2) 労委労協（2021年3月号）鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

<会員交流>

コロナ禍でも委員としての活動を

田中穂（鳥取県労働委員会労働者委員）

平成29年12月に労働者委員に就任して、3年が過ぎました。この間、集団紛争事件を1件、個別紛争事件を14件、それぞれ担当しました。また、「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」の中国ブロックの労働者委員として2年間、検討作業に当たり、報告書のとりまとめにも関わらせていただきました。さらに、高校生を対象とした出前講座にも何回か出かけて、ワークルールの大切さを説明してきました。

このような活動を通じて、さらに頑張ろうと思っていますが、全国的に新型コロナの感染拡大が止まりません。鳥取県は全国的には最初の感染確認は遅くなりましたが、最近ではクラスターが発生し、一度に多くの方の感染が確認されるようになりました。こうなると、元々病床数の少ない本県では深刻です。感染症は人と人が接触しないことが一番の対策ですから、労働委員としては活動がどうしても制約されてしまいます。

全国どこの労働委員会も同様だとは思いますが、本県でも街頭PR活動や労働相談会、労働紛争予防セミナー等は中止又は規模縮小せざるを得ませんでした。

一番大切な総会の開催も影響を受けました。

昨年4月の緊急事態宣言が発令されたときは、直後の総会はさすがに中止となりましたが、それ以後は欠かさず開催されています。

しかし、まず問題となったのが、会議の会場です。従来使用していた労働委員室が使用できるかどうかということでした。コロナ禍では、「三密をさける」必要がありますが、物理的制約もあります。

昨年11月に開催された第75回全国労働委員会連絡協議会総会もオンライン方式でした。その際、第一議題に対する意見発表を私も行いましたが、その時に使ったのが通常総会を行う部屋でしたので、ご覧になった方にはある程度部屋のイメージを持っていただけたかと思います。決して広くはありません。委員同士の肩が触れそうな距離しかありません。事務局を含めて20人を収容するとなるとどうしても手狭です。

現在は、もう少し広い部屋を借りて行っていますが、あくまで間借りのようなものです。今後、コロナ感染が収束した時、果たして、この部屋に戻ってもよいものかどうか、心配になります。

次に、開催方法が変わりました。それまでは会議室に全員参集して、審議を行っていました。それが当たり前と思っていました。ところが、最近ではオンライン方式による会議がほとんどです。もちろん、顔を合わせて話をしたいという委員が多いので、できたら参集したいのですが、現状ではそれが許されない状況が増えています。

本県労働委員会のオンライン方式の特徴は、委員全員がそれぞれの事務所又は自宅から参加し、会議室には事務局職員だけ、委員は誰もいないということです。

「完全オンライン会議」とでも呼ぶのでしょうか。このような会議開催が可能となったのは、鳥取県庁が比較的早くからオンライン方式を導入したことに加え、ネット環境が整っていない委員に対してはタブレット端末が配布されたことにあります。この結果、最初からネット環境がある委員だけではなく、そうではない委員もオンライン方式の会議に参加できるようになりました。

このタブレット端末の配布により、鳥取県内での感染状況に応じて、参集方式でもオンライン方式でも会議の在り方を自由に選択できるようになったのです。ちなみに、昨年4月以降の総会は、参集方式6回、オンライン方式13回、中止1回となっています。(令和3年1月末現在)

さらに、オンライン方式の会議では、オンラインという特徴に応じた工夫もあります。オンラインの場合、発言するとき以外は音声を切っておくことが一般的ですし、一度に複数の者が発言すると錯綜して発言の内容も分かりにくくなります。そこで、本県労委では、予め各委員に色つきのカードが配布されています。表面は公(青色)・労(赤色)・使(緑色)とそれぞれ色が付いており、裏面は、全員白色です。(ちなみにこの青・赤・緑の三色は、冒頭の「労使ネットとっとり」のロゴマークの色でもあります。)

議決事項で賛意を表明する時と発言がある時はこのカードを掲げます。15人の委員全員を同時にパソコンやタブレットの画面に映し出すとどうしても一人一人の様子が分かりにくくなることが多いので、意思表示が分かるよう対策を行っているのです。

ところで、鳥取県労働委員会は、韓国の江原道にある江原地方労働委員会と研究交流を行っています。韓国の労働委員会では、必要な情報はすべてデジタル化されており、委員も専用端末で確認し、作業もできるシステムが構築されていると聞いています。

日本では、コロナ感染症の影響でオンライン方式を導入せざるを得なくなったことも一つの要因となり、政府も社会全体のデジタル化を強力に推進していく司令塔となるデジタル庁を本年9月に設置するといっています。

また、行政手続における押印の見直しや電子申請手続きも拡大されようとしています。このような状況ですから、コロナ禍を「禍転じて福となす」の例えのように、これをきっかけとして、労働委員会も新たなステージに進んでいく必要があるのではないかと考えています。

最後に、本誌が発行される頃は、年度末を迎え、例年でも労働紛争が増えてくる時期ですが、今年はコロナ感染の影響でさらに労働環境が厳しくなることが予想されます。私もコロナ感染症には十分注意しながら、労働委員としての職責を果たしていきたいと思えます。

